



テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針

改正日：2022 年 4 月 1 日

1. 総則

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- テルモは、『医療を通じて社会に貢献する』を企業理念とします。その理念のもと、世界中のお客様、株主、社員、取引先、社会などのステークホルダーの期待に応え、長期にわたる持続的成長および企業価値の最大化を達成するために、価値ある商品とサービスを提供します。
- 企業理念を実現するため、世界中の全アソシエイトの行動の基礎となる共通の価値観、信念を次の5つにまとめ、コアバリューズとして制定します。
 - Respect（尊重）－他者の尊重
 - Integrity（誠実）－企業理念を胸に
 - Care（ケア）－患者さんへの想い
 - Quality（品質）－優れた仕事へのこだわり
 - Creativity（創造力）－イノベーションの追求
- 企業理念およびコアバリューズを基本に、経営の透明性・客観性を保ちつつ迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの仕組み作りを推進します。
- 株主との対話の推進等、ステークホルダーへのアカウンタビリティ（説明責任）を充実させることにより、社内外からの理解と信頼が継続して得られるよう努めます。
- 上記に加え、コーポレートガバナンス・コードを軸に、良き企業市民としてグローバルに活動する体制を構築します。
- コーポレート・ガバナンス体制が実効を上げるには、自由闊達な、明るい、働きがいのある企業風土が不可欠であり、その風土の醸成に努めます。

※ テルモでは共に働く仲間という意味を込めて社員を「アソシエイト」と呼んでいます。

(2) 本基本方針の制定・改廃

本基本方針の制定、廃止、および大幅な改定は、コーポレート・ガバナンス委員会による審議の上、取締役会決議によって行います。

2. コーポレート・ガバナンス体制

(1) 機関設計

テルモでは、次の事項をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じて中長期での企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

- ① 監査・監督機能の強化
監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、監査・監督機能のさらなる強化に繋がります。
- ② 経営の透明性と客観性の向上
独立社外取締役の比率を高めることにより、取締役会において、独立した立場から株主その他のステークホルダーの視点を踏まえた意見がより活発に提起されることを通じ、意思決定における透明性・客観性の向上を図ります。
- ③ 意思決定の迅速化
取締役・経営役員・担当役員への業務執行の権限委譲を進め、取締役会をモニタリング型にシフトすることで、意思決定・事業展開をより一層加速します。

加えて、経営の透明性と客観性を高めるため、指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、内部統制委員会およびリスク管理委員会を任意の機関として設置します。

(2) 取締役会

① 役割

- 取締役会は、企業価値の最大化に向け経営の基本方針等に関する最適な意思決定に務めます。
- 意思決定の迅速化のため、取締役会で決議した経営の基本方針に基づく業務執行については取締役・経営役員・担当役員への権限委譲を進め、取締役会は、その業務執行を監督します。
- 取締役会は、コーポレート・ガバナンスの維持向上および経営の健全性の観点から、重要な責務の一つとして、社長後継者の指名プロセスを適切に監督します。

② 構成

- 監査等委員を除く取締役の員数は15名以内とします。
- 取締役総数のうち、独立社外取締役は3分の1以上とします。
- 議長は、コーポレート・ガバナンスにおける執行と監督の分離の観点から、代表取締役会長が務めることを原則とします。ただし、会長が選任されていない場合は、上記観点を基本に議長候補者の実情を勘案して、指名委員会が提案した取締役をもって、取締役会は議長に選任します。

(3) 監査等委員会

① 役割

監査等委員会は、テルモグループにおける業務の適法、妥当かつ効率的な運営のため、次の事項をはじめ取締役等の職務執行の監査・監督を行います。監査・監督の遂行のため、監査等委員会は直接、内部統制室、内部監査室、法務・コンプライアンス室に指示・命令することができます。

- 取締役会への出席、議決権行使および意見陳述
- その他の重要会議への出席、意見陳述
- 監査報告の作成
- 監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査方法、その他監査等委員会の権限の行使に関する事項の決定

② 構成

- 監査等委員である取締役の員数は5名以内とし、その過半数は独立社外取締役とします。
- 委員長は、決議により監査等委員の中から選定します。

(4) 指名委員会

① 役割

コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会にとって最重要の責務の一つである社長および会長の後継者人事ならびに取締役・経営役員の選任および解任に関する事項について、取締役会の諮問機関として審議を行います。委員会は、審議の内容を適宜取締役会へ報告します。

② 構成

- 委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、独立社外取締役を過半数とします。
- 委員長は、委員の互選により社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(5) 報酬委員会

① 役割

経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。委員会は、審議の内容を適宜取締役会へ報告します。ただし、監査等委員の報酬に関する事項については、会社法第361条の規定に反してはならないものとします。

- 取締役・経営役員および担当役員の報酬に関する事項（報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等）
- その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項

② 構成

- 委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役、また少なくとも1名は代表取締役とします。
- 委員長は、委員の互選により社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(6) コーポレート・ガバナンス委員会

① 役割

経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。なお、委員会での審議内容は適宜取締役会へ報告します。

- コーポレート・ガバナンスに関する基本的な事項
- コーポレート・ガバナンス体制の構築、整備および運用に関する重要事項
- 環境（Environment）・社会（Society）分野における体制整備、持続可能性（Sustainability）のための取組み等、コーポレート・ガバナンスと密接に関連する重要事項
- その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項

② 構成

- 委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役、また少なくとも1名は代表取締役とします。
- 委員長は、委員の互選により独立社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(7) 内部統制委員会

① 役割

取締役会の下部機関として、当社「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、テルモグループの内部統制システムの整備・運用を担います。

② 構成

- 経営役員・担当役員を兼ねる取締役、内部統制部門長および委員長が指名する者（社内関係部門の部門長および社外の専門家・有識者を含む）で構成します。
- 監査等委員は出席し、意見を述べることができます。
- 委員長は、代表取締役社長とします。

(8) リスク管理委員会

① 役割

取締役会の下部機関として、全社横断的視点のリスク認識・評価・分析および優先度等を踏まえ、テルモグループのリスク管理体制の整備・運用を担います。

② 構成

- 経営役員・担当役員を兼ねる取締役、内部統制部門長および委員長が指名する者（社内関

係部門の部門長および社外の専門家・有識者を含む。) で構成します。

- ・ 監査等委員は出席し、意見を述べることができます。
- ・ 委員長は、代表取締役社長とします。

(9) 取締役の選解任

① 選任方針

取締役候補者の選任にあたっては、取締役会のあるべき姿を踏まえ、各取締役の知見・経験が取締役会における討議・意思決定に必要な要素を幅広く含む構成となるよう、多様性に配慮することとします。

社内および社外取締役それぞれについて、特に求める資格要件等を社内規程で定めており、主に次の内容を含みます。

＜社内取締役＞

- ・ ステークホルダーの立場に立った経営判断力と経営監督能力を有すること
- ・ 人格、識見ともに優れ、高い倫理観を有すること
- ・ 十分な業績上の裏付けを有すること

＜社外取締役＞

・ コーポレート・ガバナンスの向上および経営に寄与できること、ならびに率直な具申ができること

- ・ 経営経験者、海外事業経験者、医師、または特定専門分野での豊富な経験を有する者
- ・ 異なる経歴・専門分野、男女など可能な範囲で多様性のある構成を考慮する

＜監査等委員である独立社外取締役＞

- ・ 原則として、法曹または会計分野で指導的役割を務めた者、各々1名

② 選解任の手続き

取締役候補者の選任および再任の適否については、忖意性を排し、健全な選任を行うため、指名委員会で審議された上で、取締役会に提案されるものとします。また任期途中であっても、取締役の職務遂行に重大な懸念を生じさせる事態が生じた場合には、指名委員会は取締役会に対し、直ちに必要な措置を行うことを提案することができます。

独立社外取締役の選任にあたっては、「社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たすことを条件とします。「社外取締役の独立性判断基準」は、指名委員会で審議の上、取締役会で決定されます。

各取締役は、当社の取締役としての役割を十分に果たすことができるよう、他の上場企業の役員（取締役・監査役等）の兼務は3社を上限とします。

各取締役の選任理由および兼職の状況については、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会参考書類等で開示します。

(10) 社長後継者の人選および育成

取締役会は、社長後継者の人選が取締役会にとって最重要の責務の一つであるという認識のもと、社長後継者の人選および育成プロセスを審議する機関として指名委員会を設置し、その運営状況を監督します。社長後継者の人選および育成プロセスは、社内規程で明確化します。

社長後継者の人選については、社長は就任後一定期間内に、指名委員会に対して、複数の候補者とその育成計画を含めた「継承プラン」を提案します。指名委員会は社内規程で定められたプロセスに従い、後継者の人選を進めます。

加えて、将来的な後継候補者育成の観点から、社長は就任後一定期間内に、指名委員会に対して、次世代幹部となり得る数名を対象とした「次世代幹部育成プラン」を報告し、その後も育成状況を委員会で報告します。

(11) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

① 方針・構成

中長期的な企業価値向上への動機付けのため、業務執行取締役の報酬の決定においては、「(a) 経営陣の適切なリスクテイク」および「(b) 株主との利益意識の共有」を重視した設定を行い

ます。(a)については固定報酬と業績連動報酬(賞与)の適正なバランスを踏まえた設定を行います。(b)については、譲渡制限付株式を導入しています。

その他の非業務執行取締役の報酬は固定報酬のみで構成されます。

② 目標、各報酬についての考え方

1) 全体構成

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、賞与(標準額)および譲渡制限付株式につき、全体に対し各々が占める割合として50%、30%、20%を目安に設計します。また、代表取締役社長CEOを筆頭に、上位者ほど、報酬全体に占める業績連動報酬(賞与)および譲渡制限付株式の構成比が高くなるよう設定します。

2) 各報酬

・ 固定報酬

職責に応じた堅実な職務遂行を促進することを目的とした報酬であり、取締役の役割と役位に応じて、月額固定報酬として支給します。

・ 業績連動報酬(賞与)

持続的な成長と各事業年度の業績目標達成への動機付けを強めることを目的とした報酬であり、この目的に合致した業績評価指標を採用します。業績評価指標は、全社業績指標および担当部門・個人別業績指標で構成され、これらの指標に基づき算出した評価係数に役位ごとの標準額を乗じて支給額を算定し、毎年一定の時期に支給します。

・ 譲渡制限付株式

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために導入するものです。譲渡制限付株式は毎年一定の時期に割り当て、譲渡制限期間は、長期にわたり株主の皆様との価値共有を図るという趣旨から30年間(または取締役退任時)とします。また、在任期間中に不正行為や法令違反等があった場合は、累積した譲渡制限付株式の全数または一部を無償返還するクロウバック条項を設定します。

③ 決定方法

監査等委員を除く取締役の固定報酬、賞与および譲渡制限付株式(株式報酬型ストックオプション)の役位ごとの標準額および制度設計の内容等については、社外取締役が過半数を占め、委員長が社外取締役で構成されている独立性の高い報酬委員会が、取締役会の諮問機関として、社外専門機関調査による他社水準などを考慮しながら審議します。

決定手順は以下のとおりです。

- ・ 固定報酬：株主総会で承認された取締役の報酬枠の中で、監査等委員以外の取締役については取締役会が決議し、監査等委員である取締役については監査等委員の協議により決定します。
- ・ 賞与、譲渡制限付株式：上記報酬枠の中で、毎年の業績・経営環境などを考慮しながら、取締役会の決議により決定します。

(12) トレーニング方針

取締役はその責務を十分に果たすため、取締役に求められる役割や法的責務、業務に関わる必要な知識を習得する必要があります。そのため、各取締役が必要な知識を習得・研鑽できるよう、トレーニングの機会を提供します。

・ 社内取締役

就任時に、取締役の責務等について、法務部門責任者からの説明の機会を設定するとともに、必要な知識を習得するため、外部研修等の受講を推奨します。就任後は個々人の経験・スキル等に応じ、必要な知識について、外部研修等の受講、書籍の付与等の方法により、継続的に更新する機会を設定します。

・ 独立社外取締役

会社の事業・組織等に関する必要な知識について、就任時に社内関係部門から説明の機会を設定するとともに、知識の習得・更新が必要な場合には、外部研修等を受講する機会を提供します。

(13) 取締役会の実効性評価

取締役会は、取締役会の実効性のさらなる向上のため、毎年、外部専門家を交えた自己評価等の方法により、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

3. 株主の権利・平等性の確保

(1) 株主の権利の確保

株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることをしないよう配慮します。

- 株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止めおよび株主代表訴訟の提起など、会社法にて少数株主にも認められている権利について、株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるよう努めます。
- 株主総会終了後、取締役会は株主総会議案の振り返りおよび検証を行います。可決には至ったものの、相当数の反対票が投じられた議案については、反対の理由・反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応について取締役会で審議します。また、これに基づき、株主との対話を行った場合には、その内容について取締役会で報告します。
- 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、株主の利益を害する可能性があるとの認識に立ち、取締役会はその必要性・合理性を慎重に検討した上で決議するとともに、決定内容については速やかに開示し、株主・投資家に説明を行います。なお、決議にあたっては、取締役会はステークホルダーの立場に立ち、独立社外取締役の意見・視点等を最大限に踏まえて検討を行います。

(2) 株主総会

株主総会が最高意思決定機関であると同時に、株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行います。

- できるだけ多くの株主が出席できるよう、集中日を避けて開催するとともに、開催時間についても、集中する午前の時間帯を避けるようにします。
- 招集通知は株主総会開催日の約3週間前までに発送します。また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や当社ウェブサイトにより電子的に公表します。その他、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供します。
- 議決権の電子行使を可能とするための議決権電子行使プラットフォームの利用により、円滑な議決権行使の環境作りを行います。また、招集通知の英訳により、外国人株主の実質的な平等性を確保します。

(3) 資本政策の基本的な方針

資本コストを上回る成長投資機会を追求し、企業価値向上を図ります。

事業オペレーション改善などを通じた資産効率の向上と、財務健全性も考慮した適正な資本構成の構築を図りつつ、売上成長・利益率改善に加えて、投下資本利益率(R0IC)および株主資本利益率(ROE)の改善を目指します。

株主還元については、安定的・持続的な向上に努めます。

(4) 政策保有株式

- テルモの事業機会創出や企業価値向上を目的とし、他社企業の株式を保有する場合があります。
- 保有株式については、中長期的な観点から経済合理性・目的を毎年取締役会で検証を行います。保有を継続する銘柄については、有価証券報告書において特定投資株式として開示します。
- 保有株式の議決権行使にあたっては、テルモおよび投資先企業の企業価値に及ぼす影響を考慮し、賛否の判断を行います。

(5) 企業年金のアセットオーナーとしての機能

当社における企業年金の積立金の運用は、別法人であるテルモ企業年金基金により行われます。

テルモ企業年金基金が運用の専門性を高め、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できる

よう、経理・財務部門および人事部門に所属する資産運用の専門知識を有する者を定期的かつ継続的に配置し、資産運用委員会における審議等を通じ、運用方針の策定や運用結果のモニタリング等を実施し、資産運用の専門性および健全性の向上に努めます。

また、運用方針等の意思決定プロセスにおいては、過半数労働組合の幹部も参画することにより、受益者保護の観点からも健全に管理できる体制をとるとともに、実際の資産運用については、複数の運用機関へ委託し、個別の投資先の選定および議決権行使を各運用機関へ一任することで、恣意性を排除し、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じない運営を行います。

(6) 関連当事者間の取引

会社や株主共同の利益を害することなく、またそのような懸念を惹起することのないよう、取締役や第三者との取引においては、次のような枠組みを設けます。

- 利益相反の恐れがある取引

取締役と会社との間で利益相反の恐れがある取引を行おうとする場合は、会社法等に基づき取締役会の承認を要する旨を取締役会規則において定めています。また、取締役および近親者（その関係会社等を含む）と当社との間における取引の有無を毎年確認します。

- 第三者との取引

取締役会が定め、テルモグループの全アソシエイトが遵守する「テルモグループ行動規範」において、取引先・株主等を含めた第三者と取引をする場合における公正性・透明性等の確保を求めます。万一、これに反するような取引を行おうとする場合は、職制を通じた対応・解決を図ることを基本としますが、それが困難な場合には、内部通報等による対応・解決を図ることもできます。

4. 株主以外のステークホルダーとの協働

(1) 行動規範の策定・実践

ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示し、その構成員が従うべき行動原則として、取締役会の決議により「テルモグループ行動規範」を定め、実践します。

行動規範が浸透し、国内外のアソシエイトが行動規範を遵守できるよう、法務・コンプライアンス室が計画的にフォローアップを行います。

また、取締役会は、行動規範がその時々環境に適したものであるよう、行動規範を都度見直し、必要に応じて、取締役会の決議により改訂します。

(2) サステナビリティ

テルモグループは、持続可能な社会の実現と、テルモグループの持続的な成長の両立を目指します。

サステナビリティの重要性に鑑み、取締役会の決議により「テルモグループ サステナビリティ基本方針」を定め、実践します。

(3) 社内の多様性の確保

テルモグループは、個の尊重と異文化の相互理解に努め、人種、国籍、性別、宗教、障がい等に基づく差別もまたその他の人権侵害も行いません。また、多様なアソシエイトの活躍が、これからの成長エンジンであると考えて、様々な価値観を受容し、お互いの「多様性」を認め合うことで、異なる発想・知恵が混ざり合い、新しい価値を創造する企業を目指します。ダイバーシティ推進室を設置し、多様なアソシエイトが自らの力を発揮し活躍できる環境・風土・意識を整えていくとともに、経営トップによるコミットのもと、経営への参画も含め、女性や外国籍アソシエイト等の積極的起用を進めます。

(4) 内部通報

内部通報システムを導入し、法令違反および「テルモグループ行動規範」に反する行為等を早期に把握し、自浄作用の発現に繋げます。内部通報の窓口として、社内事務局に加え、専門分野に応じた社外弁護士を設定し、従業員等の通報者の匿名性を担保するとともに、通報者が通報したことに

よって不利益を被らないことを保障します。通報内容については、適宜または定期的に、内部統制委員会、取締役会および監査等委員会に報告が行われ、共通課題については、組織間に横展開しながら再発防止、コンプライアンス意識の向上に努めます。内部通報システムが効果を発揮することにより、法令違反、行動規範違反行為が低減し、ひいては企業の持続的成長にも資することになるため、継続的に内部通報の運用拡充に努めます。

5. 適切な情報開示

(1) 情報開示の方針

広く社会から信頼されることを目指し、株主や投資家、お客様をはじめとする皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報の開示を行うほか、テルモを理解いただくために有効と思われる情報についてもタイムリーかつ積極的な情報開示に努めます。

(2) 対話方針

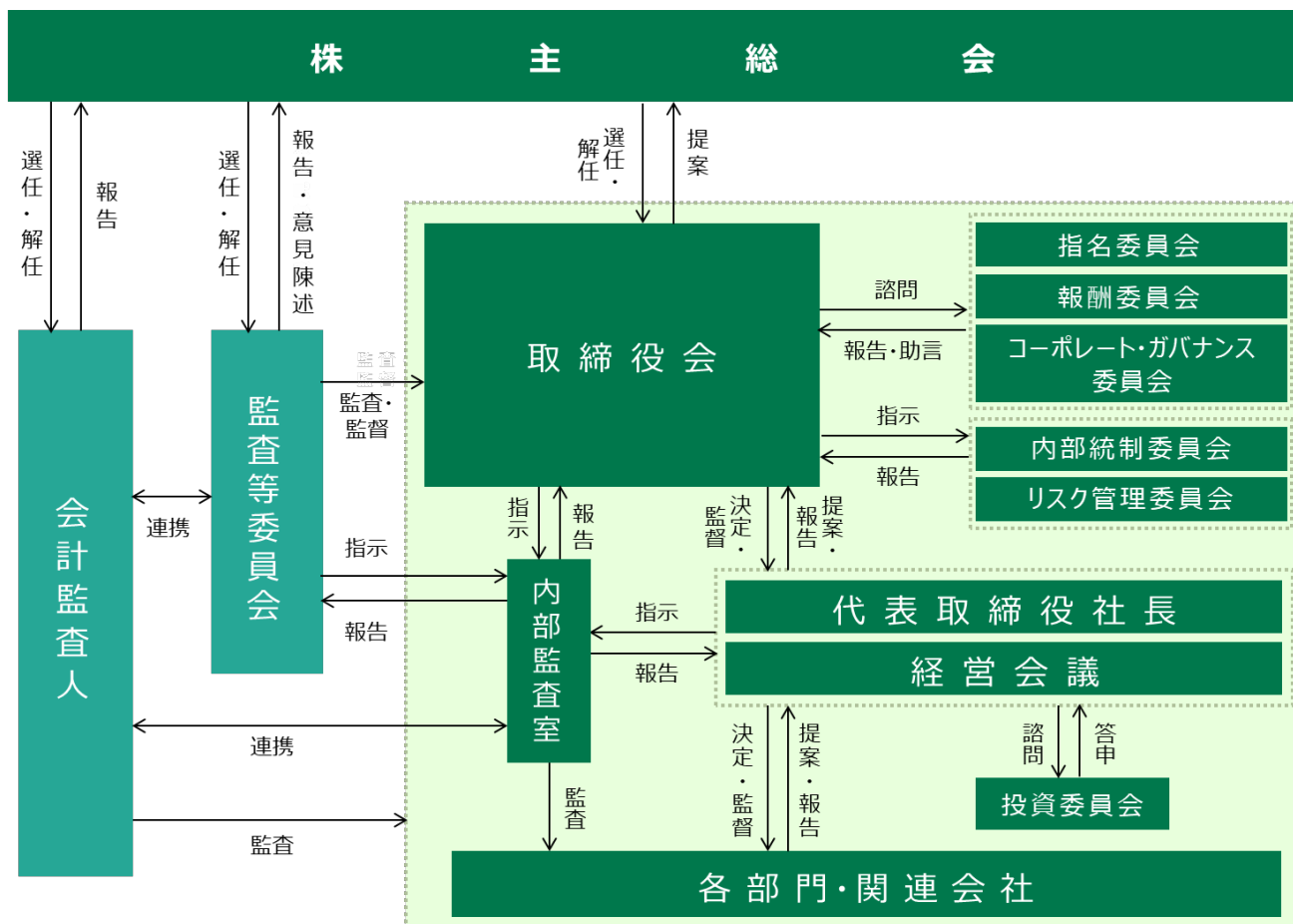
テルモは、株主や投資家との建設的な対話に努めます。情報開示と対話を通じて、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築と維持に努めます。テルモの情報開示、および株主や投資家の皆様との対話に関する方針を、当社ウェブサイト上で「IR 基本方針」として開示します。

以上

(別紙1)

＜コーポレート・ガバナンス体制図＞

- ◆監査等委員は取締役として議決権を持つ、取締役会の構成メンバーです。監査等委員会の過半数は社外取締役が占めます。
- ◆監査等委員会は取締役会・取締役の監査・監督機能を担います。



社外取締役の独立性判断基準

次の事項に該当する場合には、当社において、独立社外取締役（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいう）であるとはいえないものとし、選任の対象候補から除外します。

(1) 当社グループ関係者

- ① 当社またはその子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、監査等委員、監査役、その他の使用人（以下「業務執行取締役等」と総称する）である者
- ② 過去 10 年間に於いて当社グループの業務執行取締役等であった者

(2) 株主関係

- ① 当社の現在の主要株主（議決権所有割合 10%以上をいう。以下同じ）
- ② 上記①が企業である場合には、当該企業またはその親会社もしくは重要な子会社（以下「企業等」と総称する）の業務執行取締役等
- ③ 当社が現在主要株主である企業等の業務執行取締役等

(3) 取引先関係者

以下のいずれかに該当する企業等の業務執行取締役等

- ① 当社グループを主要な取引先とする者（取引先の年間連結総売上高の 2%以上が当社グループへの売上である者）
- ② 当社グループの主要な取引先（当社グループが、年間連結総売上収益の 2%以上の支払いを行った者）
- ③ 当社グループから一定額（過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円または当該組織の平均年間総費用の 30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）

(4) 人事交流先関係者

当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている企業等の業務執行取締役等

(5) 主要借入先関係者

当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社の連結総資産の 2%を超える場合の借入先の企業等の業務執行取締役等

(6) 外部専門家等

以下のいずれかに該当する者

- ① 現在当社グループの会計監査人もしくは会計参与である公認会計士、または監査法人のパートナーもしくは社員
- ② 当社グループの会計監査人もしくは会計参与である公認会計士、または監査法人

(別紙2)

のパートナーもしくは社員であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者

③ 上記①②に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

④ 上記①②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム(過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%以上が当社グループへの売上であるファーム)のパートナー、アソシエイトまたは社員である者

(7) 近親者

近親者(配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族をいう)が上記(1)から(6)までのいずれかに該当する者

(8) 過去の該当者

過去5年間において上記(2)に該当していた、および、過去3年間において上記(3)から(6)までのいずれかに該当していた者

(9) その他

上記(1)から(8)には該当しないが、それ以外の事情により、実質的な利益相反が生じるおそれがある者

以上

テルモ IR 基本方針

1. 基本方針

テルモは、広く社会から信頼されることを目指し、株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報の開示を行うほか、当社を理解いただくために有効と思われる情報についても適時かつ積極的な情報開示に努めます。また、株主や投資家の皆様との建設的な対話に努めます。このような情報開示と対話により、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーの皆様との信頼関係の構築と維持に努めます。

2. 情報開示の方法

東京証券取引所の適時開示情報システム（TDnet）をはじめ、ニュースリリースの配信や当社ホームページへの掲載などを通じて、適時かつ適切に情報開示し、内容が広くステークホルダーの皆様が届くよう努めます。

3. 業績予想および将来の予測に関する事項

テルモが開示する情報のうち、業績予想ならびに将来予測は、現時点で入手可能な限られた情報に基づき、当社で判断した予想であり、潜在的なリスクや不確実性が含まれています。そのため様々な要因により、実際の業績等が変動する可能性があることをご承知おきください。実際の業績に影響を与えうる重要な要素には、当社の事業領域を取り巻く経済情勢、為替レートの変動、競争状況などがあります。

4. 株主・投資家の皆様との対話に関する方針

(1) 株主との対話全般に関して統括を行う経営陣または取締役の指定

テルモでは、当社株主および機関投資家・個人投資家との対話に際し、情報開示の一貫性・統一性を維持し、対話を円滑に推進するため、取締役会において対話全般を統括する役員を選任しています。

(2) 対話を補助する社内の有機的な連携のための方策

迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう、社内体制の整備・充実を図っています。特に、経営に重大な影響を及ぼす可能性のある企業情報の開示については、内部統制委員会の専門部会として、IR 室、広報室、経営企画室、秘書室、内部統制室、および法務・コンプライアンス室の各室長をメンバーとするディスクロージャー部会が審議を担当し、法令等の遵守の徹底とともに一貫性、統一性を持った情報開示に努めています。その他、事業部門と情報開示担当部門との定期的なミーティングを随時実施し、開示情報の

(別紙 3)

充実ならびに精度の向上に努めています。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

当社に対する理解を深めて頂くため、機関投資家向け事業戦略説明会、工場見学会、株主向け施設見学会等を開催しています。また、自社主催の説明会・見学会に加えて、証券会社が主催する国内外のカンファレンス、個人投資家向け説明会等に参加し、投資家との対話手段の充実に努めています。また、情報を適時かつ適切に開示し、広く株主・投資家の皆様にお届けするため、決算説明会資料をはじめとする各種資料を当社ホームページに掲載しています。

(4) 適切かつ効果的なフィードバックのための方策

株主、投資家、アナリストとのミーティング等を通じて得た評価・意見を定期的に取り纏め、経営陣に共有しています。また、取締役会において、社長もしくは対話を統括する役員が海外機関投資家訪問の報告を行うなど、経営陣が資本市場からの評価を把握する場を設けています。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

投資家との対話は、原則として社長、対話を統括する役員、情報開示部門の責任者ならびに担当者が行うものとします。上記以外の役職員が株主、機関投資家、個人投資家との対話を行う場合には、対話を統括する役員、情報開示部門の責任者、担当者いずれかが同席するものとします。また、対話の場には必ず複数名が出席することで、不正な情報漏洩等の防止に努めています。

決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために沈黙期間を設けています。原則として、本決算、四半期決算ともに決算発表日の 4 週間前から決算発表日までを沈黙期間とし、決算に関するコメントや質問に対する回答は差し控えています。